

広島西部こども家庭センター 第三者評価結果

I 子ども本位の養育・支援

1	子どもの権利保障 (1) 権利保障 ①子どもの権利に関する説明	評価
	[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	c
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	c
	<input type="checkbox"/> 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している	△
	<input type="checkbox"/> 日常生活の中で伝える取組をしている	
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	b
	<input type="checkbox"/> 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	△
<p>[コメント]</p> <p>「子どもの権利」についての定義が不明確であり、子どもに具体的な説明が行われていません。また、「一時保護所のしおり」に「子どもの権利」について明確に記載されていません。現在、心配や困ったこと等の相談については、「一時保護所のしおり」に記載されるとともに、「別冊」には「意見の表明」として週 2 回程度話を聞く機会があることが記載されています。</p> <p>今後は、職員が「子どもの権利」を明確に把握し、「一時保護所のしおり」に記載されることが必要です。</p>		
1	子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築	評価
	[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもから、意見等が出されている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> 苦情解決の体制が整備されている	○
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 実際に子どもの意見等が反映された事例がある	○
<p>コメント</p> <p>「別冊」にて、「意見の表明」と題し子どもが意見を表明してよいことが説明されています。「意見の表明」では、心配やわからないことがあれば、保護所の職員に伝え、伝えにくい事があれば、意見箱の利用が促されています。意見箱に入れられた意見は、総務企画の職員が日々点検を行い児童相談所で周知され、一時保護所に伝えられ対応が行われます。しかし、暴力や嫌がらせの内容についてはほとんどが対応されています。</p> <p>また、子どもから出される意見は、休日の過ごし方や食事などが多いようです。対応としては、意見を出した子どもが分かれば直接対応し、不明な場合は集会等で子どもに周知され対応が行われます。</p> <p>一時保護所では、子どもが意見を出しにくい状況が多くあります。今後も引き続き子どもの個性や生活の動向などを注意深く観察し、子どもの問題行動の予測や全体の雰囲気把握することが必要です。また、子どもとの信頼関係の構築に努め子どもが話しやすい環境や支援技術の向上に期待されます。</p>		

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意		評価
[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		b
3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか		b
	<input type="checkbox"/> 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している	○
	<input type="checkbox"/> 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている	
	<input type="checkbox"/> 一時保護所での生活、注意事項を説明している（私物の取り扱いや情報交換など）	○
	<input type="checkbox"/> リーフレット等のツールを作成・活用している	△
	<input type="checkbox"/> 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている	△
3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか		b
	<input type="checkbox"/> 不服申し立ての方法等について、保護者に説明している	△
	<input type="checkbox"/> 不服申し立ての方法について記載した説明用のツールがある	
<p>コメント</p> <p>保護開始にあたり、保護の「理由」、「目的」、「期間」については、児童福祉司が説明を行います。また、一時保護所の職員が一時保護所の「生活」、「きまり」、「持ち物」について説明を行います。「別冊」は、低学年の子どもが読みやすいようにルビが振られ、イラストも使用されています。また、集団生活で大切な個人のプライバシー等に関することは、「別冊」からのコピーされたものがリビングに掲示されています。</p> <p>一時保護の目的は緊急一時保護が全体の8割を占めており、入所時の情報が少ない場合も多く、初期対応に苦慮しています。また、入所の期間の見通しも難しい現状があります。また、「一時保護の期間等」については、児童福祉司から伝えられていますが、入所期間が長くなる傾向となっています。</p> <p><u>長期間の保護が継続すると子どもの不安が亢進し、思わぬ行動や無断外出につながり、保護所全体に大きく影響を及ぼされます。今後、保護期間の短縮に期待されます。</u></p> <p><u>不服申し立ての方法等については、一時保護決定通知書に記載されている教示に従い児童福祉司が保護者に説明されます。しかし、子どもには説明が行われていません。</u></p>		
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意		評価
[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		b
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか		b
	<input type="checkbox"/> 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている	△
	<input type="checkbox"/> 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもが理解できるよう、具体的に説明している	△
	<input type="checkbox"/> 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	△
<p>コメント</p> <p>多くは、児童福祉司から子どもに伝えられています。今後は、一時保護所の職員も子どもの様子に応じて同席し、子どもの今後の見通しやその後の支援も必要です。また、保護を継続する場合は、今後の見通しや支援についての説明が必要です。</p>		
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意		評価

【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		b
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認しているか	○
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	△
	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	△
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	b
	<input type="checkbox"/> 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	△
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 移動先となる施設や里親との交流の機会をつくっている	○
	<input type="checkbox"/> 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	△
<p>コメント</p> <p>保護解除にあたり、一時保護所の職員や児童福祉司により、子どもの意向や気持ちなどが聞かれています。しかし、児童福祉司が単独で伝える場合、復帰時期や復帰後の生活については十分把握されていません。また、入所先の施設のパンフレット等の提供は行われていません。今後、児童福祉司は一時保護所の職員との十分な連携と報告が必要です。</p>		
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意		評価
【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		b
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている	
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について説明している	
	<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	
<p>コメント</p> <p>子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう一時保護所では「困ったらいつでも帰ることが出来る」ことを伝えています。解除後の支援については、児童福祉司に一任されています。</p> <p>解除にあたり、今後の相談等については児童福祉司が対応しており、一時保護所の職員には知らされていないようです。</p>		
1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限		評価
【No.7】 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか		b
7-1	外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	b
	<input type="checkbox"/> 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている	△

	<input type="checkbox"/> 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	○
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている	○
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	b
	<input type="checkbox"/> 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	△
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われている	b
	<input type="checkbox"/> 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	△
<p>コメント</p> <p>受理会議及び処遇検討会議で子どもの一時保護の背景や必要な支援が決められます。「外出」については、保護者からの引き取りや28条ケースの場合は制限されますが、最低限必要に応じて屋外への散歩や運動等が行われます。「通学」については、学校や保育園等と距離等があるため行われません。「面会」は、子どもの所属する学校の先生や保護者等と行われます。「通信」については、行われておらず必要があれば面接で対応しています。</p> <p>また、行動制限については、個別処遇として、暴れたり、他の子どもや職員に危害を及ぼす場合や多動性障害のある子どもがクールダウンのために行われます。また、その場合は、子どもの安全を確保するために部屋の壁にはクッション材が張られ、複数の職員による見守りの体制となります。</p> <p><u>一時保護が長期になる場合には、事情に応じて里親への一時保護委託等も検討されますが進んでいません。</u></p>		
1 子どもの権利保障 (4)被措置児童等虐待防止		評価
【No.8】 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		b
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	c
	<input type="checkbox"/> しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている	
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）	○
	<input type="checkbox"/> 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）	
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 職員研修等が実施されている	△
	<input type="checkbox"/> 虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている	
<p>コメント</p> <p>「一時保護所のしおり」、「別冊」とも職員による権利侵害等の被措置児童等虐待があった場合の対応が記載されていません。また、マニュアルも整備されていません。被措置児童等虐待については、入職時及び3か月毎に研修が行われています。今後、職員による虐待等については、相談先やその後対応について子どもへ周知するとともに、リビング等に掲示することが必要です。</p>		

1	子どもの権利保障 (5) 子ども同士の暴力等の防止	評価
	【No.9】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	b
	<input type="checkbox"/> しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている	△
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか	b
	<input type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	△
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 職員研修等が実施されている	○
	<input type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている	○
<p>コメント</p> <p>子ども同士での暴力等については、「別冊」、「生活のしおり」の大きなルールで人を叩いたり、蹴ったりすることをしてはいけない、また、特別日課として、他の子どもへの暴力、危険行為を行った場合等に行われることが記載されています。子ども同士の権利侵害等の場合は、それぞれの子どもに職員がいい分を聞き、いけないことはいけないと伝え、子ども同士に謝罪させるなどの対応が行われています。研修については、その時々に行われており、夜間指導員にも伝えられ、緊急対応のチャートも掲示されています。</p>		
1	子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由の保障	評価
	【No.10】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	b
	<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている	△
	<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている	△
<p>コメント</p> <p>これまでの受け入れは、日本の生活に慣れているフィリピンの子どもの経験があり、言葉や宗教等の特別な配慮は必要がなかったとのことでした。しかし、今後、異文化圏の子どもの受け入れについては、食事や礼拝等の対応について検討し、必要な対応が行われることを期待されます。</p>		
1	子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ② 性的なアイデンティティへの配慮	評価
	【No.11】 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	c
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	c
	<input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)	
	<input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている	
<p>コメント</p> <p>これまで、LGBT (性のアイデンティティ) の子どもの受け入れはなく、トイレ、入浴等の対応についても難しい状況です。今後、新築予定の東部子ども家庭センターの一時保護所には、特室が計画されているようですので共用について検討を期待されます。</p>		

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア		評価
【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか		b
12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか		b
<input type="checkbox"/> 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している		○
<input type="checkbox"/> 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている		△
<input type="checkbox"/> 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている		△
12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか		b
<input type="checkbox"/> すべての子どもに対して、公平に接している		△
<input type="checkbox"/> 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している		△
<input type="checkbox"/> 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等）		△
<input type="checkbox"/> 子どもの呼称には敬称をつけている		△
<input type="checkbox"/> 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている		△
<input type="checkbox"/> 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している		○
12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか		a
<input type="checkbox"/> 子どもにとって安心できる距離で関わっている		○
<input type="checkbox"/> 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等）		○
<input type="checkbox"/> 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている		○
12-4 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか		b
<input type="checkbox"/> 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している		○
<input type="checkbox"/> 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている		○
<input type="checkbox"/> 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している		○
12-5 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか		b
<input type="checkbox"/> プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている		△
<input type="checkbox"/> 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている		○

<p>コメント</p> <p>過去に、保護になじまないケースもあり、精神科病院、知的障害児施設で対応したこともあります。また、暴力のある子どもについては、必要な場合は、命令口調となることもあります。しかし、その場合は、子どもが落ち着いた時点で暴力の原因等について子どもが納得のいくまで話が行われます。</p> <p><u>子どもの呼称は、名のみを敬称をつけないで呼ぶことが多いようです。一方職員は、姓に「先生」をつけて呼ばれています。呼称は、関係性を築く要素であると考えます。子どもの尊厳を重んじる呼称と職員の呼び方について職員間でよく検討してください。</u></p> <p>異性による支援（特に中学生以上）、単独支援は基本的にしない。幼児でも、女儿の入浴介助は女性。男児の介助を女性が行うことはあるが、男性職員が女儿の入浴を支援することはありません。</p> <p>安心への配慮は、とにかく子どもの話を聞くことや腕一本の距離を基本とした支援の中で対応されますが、状況によります。</p> <p>全体的に子どもが安全・安心・信頼感の持てる養育支援が行われていますが、職員の経験や性格により当然対応が異なります。<u>これらについては、熟練した職員のスーパーバイズや問題行動のある子どもの支援の中で学んでいくものです。今後、職員の支援技術の向上と適切なスーパーバイズに期待されます。</u></p>		
2	養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり (2) エンパワメントにつながるケア	評価
【No.13】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		b
13-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		b
	<input type="checkbox"/> 全体に対して伝えている	○
	<input type="checkbox"/> 個々の子どもに伝えている	○
13-2 表現の機会を多く作り、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		b
	<input type="checkbox"/> 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	○
<p>コメント</p> <p>保護所では、個人面接の中でいい所を伝えたりしながら、頑張っていけることを伝えられています。また、子ども同士のけんかなどがあった時に、夕会で、なぜけんかをしてはいけないかについて、それぞれが大切な存在で、傷つくことで悲しむ。親も悲しむなどの説明が行われています。</p> <p>子どもからの意見は、「別冊」「意見の表明」として伝えられています。一時保護所の性格上、子どもが主体的に活動できる場面は限られていますが、休日の過ごし方や食事などが多いようです。</p> <p>【参照No.2】 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか</p>		
2	養育・支援の基本 (2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮	評価
【No.14】 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか		b
14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか		c
	<input type="checkbox"/> 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している	△
	<input type="checkbox"/> 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている	△
	<input type="checkbox"/> 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依	△

	頼をしている	
	<input type="checkbox"/> 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している	
	<input type="checkbox"/> 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している	
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している	
<p>コメント</p> <p>子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切には行われていません。警察等への聞き取りについては、児童福祉司が同席しており、一時保護所職員が同席していません。また、職員が面接の技法などの研修やスーパーバイズが十分ではありません。</p> <p><u>子どもにとって一時保護所の職員は生活を共にする一番身近な職員です。業務の進行を行う児童福祉司は、子どものこれからの支援者として十分に子どもとの関係構築が必要です。子どもの福祉を最優先にした一時保護所の職員と相談課の職員の連携の充実を期待されます。</u></p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

1	適切な施設・環境整備 (1) 設備運営基準の遵守	評価
	[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか	a
	<input type="checkbox"/> 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか	a
	<input type="checkbox"/> 一時保護所内での開放的環境が確保されている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	△
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか	a
	<input type="checkbox"/> 一人あたりの居室面積が基準以上となっている	○
	<input type="checkbox"/> 居室定員の上限を超えていない	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	○
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	a
	<input type="checkbox"/> 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	○
<p>コメント</p> <p>一時保護所の最低基準は、児童養護施設の基準に準じており、定員を超えた保護やプライバシーに配慮した環境となっており、適正な環境となっています。</p>		
1	適切な施設・環境整備 (2) 個別性の尊重	評価
	[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	a
	<input type="checkbox"/> 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	○
	<input type="checkbox"/> 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	○

	<input type="checkbox"/> 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している	○
	<input type="checkbox"/> 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている	○
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	b
	<input type="checkbox"/> できるだけ個室で生活できるよう調整している	○
<p>コメント</p> <p>日課に沿って、自由時間には、運動や工作など自由にすることが出来ます。</p> <p>髪の色は、義務教育の間は「校則どおり」黒に染めます。また、染める際には、児童福祉司が親に説明し、嫌がる子どもの場合は、根気よく説得が行われます。また、ピアスは穴が閉じないよう透明のものを着用するよう指導されます。</p> <p>一時保護所から施設入所までの期間は、おおよそ1カ月かかります。入所数日は、安心して生活できますが、その後不自由さや不安が亢進し、長期になるほど対応が難しくなります。職員も経験が浅く、安心・安全の確保が難しい状況です。今後、出来るだけ早期の解決に向けての取り組みを期待されます。</p>		
1	適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備	評価
	[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか	a
	<input type="checkbox"/> 外部からの視線に対する配慮が行われている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	a
	<input type="checkbox"/> 毎日清掃している	○
	<input type="checkbox"/> 汚れが目立ったときに、美化に務めている	○
	<input type="checkbox"/> 定期的に害虫駆除等の対策をしている	○
	<input type="checkbox"/> 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている	○
	<input type="checkbox"/> 不適切な点があった時に改善している	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか	b
	<input type="checkbox"/> 身体的にリラックスできる空間や設備がある	△
	<input type="checkbox"/> みんなが集まるリビングがある	△
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	a
	<input type="checkbox"/> 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
17-5	必要な修繕等が行われているか	○
	<input type="checkbox"/> 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない	○
	<input type="checkbox"/> 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている	○
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか	b
	<input type="checkbox"/> 閉塞感がない	△
	<input type="checkbox"/> 植栽等を利用して景色に配慮している	△
<p>コメント</p> <p>清掃は、毎朝、トイレや廊下については業者が行います。食堂などの共有スペースは、職員と子どもと一緒に掃除を行います。職員室も職員が掃除をし、自ら掃除をする姿を子どもに見せるようにしています。</p> <p>皆が集まるリビングはありますが、子どもの人数が多く、落ち着ける雰囲気ではありません。また、外風景も遊具はあるものの殺伐しています。</p>		

2	管理者の責務	評価
	[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	b
	<input type="checkbox"/> 管理者の役割と責任が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 管理者の役割と責任が、職員に周知されている	○
	<input type="checkbox"/> 職員との信頼関係ができています	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	a
	<input type="checkbox"/> 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている	○
	<input type="checkbox"/> リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	○
18-3	スーパーバイズができていますか	a
	<input type="checkbox"/> 管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている	△
	<input type="checkbox"/> 管理者によるSVが行われている	△
	<input type="checkbox"/> 管理者によるSVを行う仕組みがある	○
<p>コメント</p> <p>一時保護課長は、これまで児童自立支援施設や児童福祉司等の経験豊富な人材です。しかし、現在の課題として、経験年数の少ない職員がほとんどであり、日々適切スーパーバイズに努めていますが、支援技術は一朝一夕に身につくものではなく苦慮しています。</p> <p>子どもへの支援は、教育的な手法を背景に子どもとのよい信頼関係を構築されています。また、職員についても子ども様子を観察しながら適切なアドバイスを行っています。しかし、3年以上の経験者がなく業務の蓄積や子どもへの関わりについて困難を感じています。</p>		
3	適切な職員体制（1）設備運営基準の遵守	評価
	[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	a
	<input type="checkbox"/> 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	○
	<input type="checkbox"/> 定員数等に応じた、職員数が確保されている	○
	<input type="checkbox"/> 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている	○
	<input type="checkbox"/> 各時間帯に必要な職員が配置されている	△
<p>コメント</p> <p>児童養護施設最低基準に基づいた職員体制となっています。</p>		
3	適切な職員体制（2）職員の適正配置	評価
	[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	c
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	b
	<input type="checkbox"/> 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されているか	○
	<input type="checkbox"/> 保健師・看護師の役割が明確にされている	○
	<input type="checkbox"/> 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている	○
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	c
	<input type="checkbox"/> 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている	

	<input type="checkbox"/> 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている	
	<input type="checkbox"/> SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）	
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	b
	<input type="checkbox"/> 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある	△
	<input type="checkbox"/> 適切にスーパービジョンがなされている	△
	<input type="checkbox"/> 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	
コメント		
専門職はほとんど配置されておらず、また SV も不在のため、早急に体制を見直す必要があります。		
3	適切な職員体制（3）情報管理	評価
[No.21] 情報管理が適切に行われているか		c
21-1	個人情報適切に取り扱われているか	c
	<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類が放置されていない	
	<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている	
	<input type="checkbox"/> 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している	
	<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている	
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある	○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている	△
	<input type="checkbox"/> 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えてる	
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか	b
	<input type="checkbox"/> 書類や記録等が適切に管理されている	
	<input type="checkbox"/> 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	△
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか	c
	<input type="checkbox"/> 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている	
	<input type="checkbox"/> 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている	○
コメント		
個人情報に関わる管理が適切ではありません。今後以下の整備が必要です		
・ケース記録は担当の机の引き出しに保管せず、指定の鍵のかかるロッカーに入れ最終退庁者が施錠を確認する。		
・机の上には、個人情報が記載された書類等を置かない、一時的置く場合は裏面にして情報が見られないようにする。		
・職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には外から見えない工夫が必要。		
※県の文書管規定、個人情報の規定に基づいた対応が必要です。		
3	適切な職員体制（4）職員の専門性向上の取組	評価

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか		b
22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		c
<input type="checkbox"/>	児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている	△
22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		
<input type="checkbox"/>	計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）	△
<input type="checkbox"/>	研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている	△
<input type="checkbox"/>	所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている）	○
<input type="checkbox"/>	研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている	○
22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		c
<input type="checkbox"/>	職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている	
<input type="checkbox"/>	職員のレベルに応じた達成水準が定められている	
<input type="checkbox"/>	個人ごとの「研修実績ファイル」がつけられ、研修歴がわかるようになっている	○
22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		c
<input type="checkbox"/>	OJT を意識的に行っている	
<input type="checkbox"/>	新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている	
コメント		
<p>職員研修は、必要に応じて行われています。しかし、職員の専門性の向上を図るための指導者は少なく、課長一人に頼られています。また、受理会議、援助方針会議等については課長が参加されていますが、参加できる職員がいれば一緒に参加することで、支援の理解や関係機関の理解につながると考えます。</p> <p>職員一人ひとりについては、広島県が定める目標管理制度に基づく評価の仕組みがあります。しかし、一時保護所の職員としてのスキルアップを図る取り組みは十分ではありません。OJT についても児童福祉分野における支援の専門性と一時保護所での支援の特性に対する専門的な知見に基づく指導が望まれます。</p>		
3 適切な職員体制（4）職員の専門性の向上の取組		評価
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか		a
23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		a
<input type="checkbox"/>	申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある	○
<input type="checkbox"/>	職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある	○
<input type="checkbox"/>	申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている	○
23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		a
<input type="checkbox"/>	情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	必要な情報が共有されている	○
コメント		
<p>朝夕の引き継ぎの他、緊急一時保護、その他必要な場合は適宜情報の共有が行われています。また、引き継ぎの際には夜間指導員から、夜間の子どもの様子や対応状況が報告されます。引継の資料として、子ども全員の名前と保護経過が簡単に記載され、わかりやすいものとなっています。</p> <p>また、定期的に子ども様子についてなど共有する会が開催されます。その他、日々の業務日誌はその日の行事や子どもの連絡事項等の他、それぞれの子どもの保護日数が記載され、わかりやすいものとなっています。子どもの記録は担当職員が記</p>		

載し、課長が確認されます。		
3	適切な職員体制（５）児童福祉司との連携	評価
[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか		b
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	a
	<input type="checkbox"/> 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	○
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	b
	<input type="checkbox"/> 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	△
コメント		
<p>児童福祉司との連携については、入退所時や入所中の情報の共有が十分ではないと感じています。理由としては、入退所時の説明が児童福祉司単独で行われたり、子どもとの面会がほとんどないようです。</p> <p>また、一時保護所と事務所が物理的に近い環境にありながら、入所中は、毎日児童福祉司が児童に声掛けを行うなどの取組が行われておらず、所内で統一的な対応がなされていません。朝の声掛けなど、児童福祉司がどのタイミングで児童と接するのか改善が必要と思われます。</p>		
3	適切な職員体制（６）職場環境	評価
[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか		a
25-1	適正な就業状況が確保されているか	a
	<input type="checkbox"/> 労務管理体制が構築されている	○
	<input type="checkbox"/> 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている	○
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	a
	<input type="checkbox"/> メンタルヘルスに関する取組みが行われている	○
	<input type="checkbox"/> ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 希望があれば、職員が相談できる体制がある	○
コメント		
<p>広島県職員として、県の就業規則に基づいた労務管理が行われています。メンタルヘルスやハラスメントについての相談窓口もあり、希望に応じて相談対応が可能な環境にあります。一時保護所は24時間稼働しており、夜間の緊急な出勤もある職場ですが、職員ひとりあたりの時間外勤務が多くならないよう工夫されています。事務所等の労働環境がよくありません。増築等の検討を望みます。</p> <p>夜間指導員については、実働に伴う時間外勤務について改善が行われました。</p>		
4	関係機関との連携（１）医療機関との連携	評価
[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか		a
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面がかかわっている	○
	<input type="checkbox"/> 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている	○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があ	a

るか		
	<input type="checkbox"/> 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの制が構築されている	○
	<input type="checkbox"/> 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある	○
コメント		
医療との関係は、必要に応じて適切に行われています。また、児童相談所には精神科の医師（医監）も配属され、入所中の子どもの観察（診察）と評価も行われます。その他、精神科との連携もスムーズに行われ、援助方針、処遇検討会議に参加し、医療面からの助言を受けています。		
4	関係機関との連携（2）警察署との連携	評価
	[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	a
	27-1 警察署との連携が日頃から行われているか	a
	<input type="checkbox"/> 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている	△
	<input type="checkbox"/> 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	△
	27-2 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	a
	<input type="checkbox"/> 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	○
	27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている	○
コメント		
児童相談所の隣に警察署があり常時連携が取られています。問題行動があった場合には、すぐに警察署へ連絡するようなチャートが作成される他、無断外出の保護願いや捜査等についても協力関係が構築されています。近々、問題行動についての合同訓練が実施される予定です。		
4	関係機関との連携（3）施設・里親等との連携	評価
	[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	b
	28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	b
	<input type="checkbox"/> 移行する施設や里親との情報の共有が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 移行後の児童福祉司や保護所の関りについて説明している	△
コメント		
施設や里親との情報は児童福祉司から子どもへ伝えられていますが、移行後に保護所の関りはありません。里親委託のケースはあまりないのが現状です。また、施設のパンフレット等の提供は行われていません。今後、児童福祉司は一時保護所の職員との十分な連携と報告が必要です。		
[参照No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		
	5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	

4	関係機関との連携（４）その他の機関との連携	評価
[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか		b
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		b
	<input type="checkbox"/> 必要な関係機関との連携実績がある	△
	<input type="checkbox"/> 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	△
	<input type="checkbox"/> その内容に基づき、連携が行われている	△
	<input type="checkbox"/> 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている	○
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		b
	<input type="checkbox"/> 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	△
	<input type="checkbox"/> 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	△
コメント		
<p>必要な関係機関は、学校、医療関係機関となっています。特に学校との連携は、一時保護課長が元教育職である強みを活かし、児童福祉司を通して教育委員会をはじめ子どもが在籍する学校と連携し、子どもの学力の様子や教材についての提供を受けています。また、退所時には、学力の評価と学習の進捗について学校に提供されます。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

1	一時保護の目的	評価
[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか		c
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか		c
	<input type="checkbox"/> 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか		c
	<input type="checkbox"/> 理念・基本方針が策定されている	
	<input type="checkbox"/> 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	
コメント		
<p>一時保護の目的や基本指針はありません。しかし、一時保護の運営についての留意点はあります。今後の検討を期待されます。</p>		
2	一時保護所の運営計画等の策定	評価
[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		b
31-1 事業計画が策定されているか		b
	<input type="checkbox"/> 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	○
	<input type="checkbox"/> 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている	△
31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか		c
	<input type="checkbox"/> 事業計画に基づき、取組みが実施されている	
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか		b
	<input type="checkbox"/> 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている	△

	<input type="checkbox"/> 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	△
	<input type="checkbox"/> 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている	△
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	c
	<input type="checkbox"/> 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	
<p>コメント</p> <p>事業計画に準ずるものとして、部署における「工程表」や「個人の目標シート」等、年間の目標が決められ、前後期にて評価が行われます。</p> <p>例えば、一時保護所の事業計画として想定される項目としては、①今後の保護児童数②保護した子どもの支援ニーズ③施設環境④職員のスキルアップ⑤運営体制の強化等が考えられます。</p> <p>今後は、国が示す「新しい社会的養育ビジョン」を目標とした中長期計画の策定や年間の季節に応じた行事の計画の策定や献立への反映に期待されます。</p> <p>[参照 No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組も含めて、適正な人員配置や育成についての課題について</p>		
3	一時保護所の在り方	評価
[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか		b
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている	○
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、専門医の診察を受診させている	○
	<input type="checkbox"/> 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	△
	<input type="checkbox"/> 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	△
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもに対して必要な説明が行われている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	○
<p>コメント</p> <p>保護所に入所する際には、健康診断を受けた受けることが前提となっています。しかし、緊急一時保護の場合は、入所後2, 3日中に児童福祉司が付き添い、受診が行われています。また、子どもの様子については、児童相談所の精神科医師による診察のほか、必要に応じて医療機関を受診しています。</p> <p>緊急保護時の子どもへの説明は、児童福祉司が行い子どもが納得するよう、入所受付の部屋で説明が行われます。しかし、それでも納得がいかない場合は、入所後時間をかけて説明が行われます。</p> <p>平均入所期間が約26日間と長すぎる状況です。同じ県内の東部こども家庭センターでは約15日間と1週間以上も差があります。幼児は原則一時保護委託をするなど見直しが必要です。また、日頃から児童養護施設、里親への委託先の把握が望まれますし、今一度、保護期間についての検討を期待されます。</p>		
4	一時保護所における保護の内容（1）生活面のケア	評価
[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか		a

33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	○
<input type="checkbox"/>	健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）	○
<input type="checkbox"/>	幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している	△
<input type="checkbox"/>	精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	○
33-2 日課構成は適切か		a
<input type="checkbox"/>	子どもの状況に応じた、日課が構成されている	○
<input type="checkbox"/>	入浴の回数は適切である	○
<input type="checkbox"/>	子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	△
33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか		b
<input type="checkbox"/>	掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	
<p>コメント</p> <p>それぞれの子どもの年齢に合った生活の支援が工夫されています。個人の持ち物は、子どもの居室で管理し、貸し借りは禁止されています。また、子どものストレス等については、担当者が1/2週間面接を実施し、必要に応じて心理療法士と連携しリラクゼーション等が行われます。</p> <p>自由時間は、日課や土日の自由時間に子どもが選択できるようになっています。また、誕生会（ケーキをつくる）長期休暇のときには、子どもと話し合いを行い計画しています。</p> <p>風呂掃除は学齢時以上で当番を決めてありますが、<u>保安上の関係から食事の準備や食器洗いは、子どもは行っていません。</u>今後、幼児を除き学齢以上の子どもは、食後の片付けや食器洗いなど行うことを希望されます。</p>		
4 一時保護所における保護の内容（2）レクリエーション		評価
[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか		b
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか		b
<input type="checkbox"/>	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	△
34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	△
<input type="checkbox"/>	一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	○
34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか		a
<input type="checkbox"/>	野外活動等が行われている	○
<input type="checkbox"/>	野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工夫が行われている	○
34-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか		b
<input type="checkbox"/>	遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	△
<p>コメント</p> <p>日々の日課で午後からは、文化、体育、所外活動が設定されています。リビングには子どもの年齢に合わせた本が整えら</p>		

れ、また、所外活動では、近隣の運動公園や江田島少年自然の家、外国船や自衛艦の見学などが1月に1回程度行われています。

レクリエーション等については、子どもの意見も聞かれ、屋内の体育館や戸外での活動や料理教室が人気となっています。

また、学習、絵画、書道の他、学生による学びや遊びを楽しむボランティア（ＢＢＳ）を受け入れられています。回数は、週、月毎のボランティアもありますが、一時保護中の子どもにとっては、日課の充実や学習の保障の機会となっており、この取り組みは高く評価されます。

4 一時保護所における保護の内容（３）食事（間食を含む）		評価
[No.35] 食事が適切に提供されているか		b
35-1 1 日3食の食事が提供されているか		b
<input type="checkbox"/>	1 日3食の食事が、適切な時間に提供されている	○
<input type="checkbox"/>	一定期間の予定献立が作成されている	○
<input type="checkbox"/>	栄養バランスに配慮された食事が提供されている	○
<input type="checkbox"/>	嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている	○
<input type="checkbox"/>	食事時間が、最低30分は確保されている	○
<input type="checkbox"/>	定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている	○
35-2 食事の安全・衛生が確保されているか		a
<input type="checkbox"/>	食材の検収・保管が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/>	調理時の衛生管理が徹底されている	○
<input type="checkbox"/>	厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている	○
<input type="checkbox"/>	食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/>	調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している	○
<input type="checkbox"/>	職員等による検食が適切なタイミングで行われている	△
35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		a
<input type="checkbox"/>	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	○
<input type="checkbox"/>	アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している	○
<input type="checkbox"/>	宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている	○
<input type="checkbox"/>	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	○
35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか		b
<input type="checkbox"/>	食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている	△
<input type="checkbox"/>	適切な仕様の食器が選択されている	○
<input type="checkbox"/>	食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている	○
<input type="checkbox"/>	食堂から見えるものへの配慮がされている	△
35-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		b
<input type="checkbox"/>	明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている	○
<input type="checkbox"/>	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	○

	□ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	△
<p>コメント</p> <p>食事は、業者委託が行われ、献立は1カ月ごとに立てられています。また、誕生日には子どもと一緒にケーキが作られています。</p> <p>食事は、職員と共に行われ、主に幼児の介助となっています。検食は、朝と夕は夜間指導員が行い昼食は職員となっています。</p> <p>食事に関しては、アレルギー、服薬の有無、その他の健康状態は入所時に把握されます。アレルギーに関しては、保護者や子どもから聞き取りが行われ、不明な場合は学校等へ問い合わせ確認出来るまでその食品は提供されません。また、不明な場合は検査が行われます。</p> <p>食事は、楽しみの一つです。栄養士が3か月に1度というのも気になります。契約内容やそれぞれの一時保護所の子どもの人数等により形態は異なりますが、<u>1か月に1度は栄養士を交えた給食会議の開催に期待されます。</u>また、子どもの要望を聞き取る場面も必要かと思えます。さらに、幼児食は配慮されていますが、学齢児以上は同じ分量の食事が出されていました。子どもによっては沢山食べる子もいますが、年齢により配慮が必要です。</p> <p><u>その他、給食の業者職員には個人情報についての保護のため、シャッターが下ろされていますが、守秘義務について徹底し、子どもの食事の様子等が見えるよう工夫が期待されます。</u></p>		
4 一時保護所における保護の内容（4）衣服		評価
[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		a
36-1 衣服の清潔は保たれているか		a
	□洗濯の回数・方法が適切である	○
36-2 衣習慣が身に付くように支援しているか		a
	□気候にあわせた衣服を着用するよう指導している	○
	□子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○
36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		b
	□私服を着用できるようにしている	○
	□貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	△
36-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		a
	□肌着を使い回していない（下着は新品を使用）	△
	□気候にあわせた衣服を貸与している	○
	□古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない	○
	□破損したりした場合、繕ったり交換している	○
<p>コメント</p> <p>洗濯は一括して行われ、脱水後に子どもが自分の物を干されます。私服については、職員が点検し適当を思われる衣服を選択して着用できます。その他、保護所のもを着用されます。貸与の場合には、子どもの年齢や性別に応じた衣服が少なく選択がほとんど出来ない様子です。</p> <p>一時保護所内の服装については、なかなか対応困難と考えます。子どもの年齢や性別に応じた衣服を定員分準備しておくことには限界があります。今後の取り組みに期待されます。</p>		

4	一時保護所における保護の内容（5）睡眠	評価
	[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	b
	37-1 就寝・起床時刻は適切か	b
	<input type="checkbox"/> 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている	△
	<input type="checkbox"/> 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）	△
	37-2 睡眠環境は適切か	a
	<input type="checkbox"/> 就寝時の空調温度が適切に設定されている	○
	<input type="checkbox"/> 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている	○
	<input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている	○
	<p>コメント</p> <p>幼児は8時から8時半の間に就寝されます。小中高生は9時に自分の部屋へ入ります。その後は比較的自由になっています。また、起床時間の朝7時に起きることが出来ればよいとある程度余裕を持たせています。<u>中高生の就寝時間については、若干早いようです。特に中高生とつては、テレビのドラマ等が見たい時間となっています。今後、職員の勤務時間も考慮しながら就寝時間の工夫を期待されます。</u></p>	
4	一時保護所における保護の内容（6）健康管理	評価
	[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	a
	38-1 子どもの健康状態が把握されているか	a
	<input type="checkbox"/> 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している	○
	<input type="checkbox"/> 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	○
	38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	a
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて健康診査を受けさせている	○
	<input type="checkbox"/> 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 応急の医薬品等が備え付けられている	○
	<input type="checkbox"/> 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている	○
	<input type="checkbox"/> 診療に必要な「受診券」が準備されている	○
	<input type="checkbox"/> 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている	○
	<p>コメント</p> <p>子どもの健康管理については、入所時に母子手帳やその他の健康状態が把握され日々気を配られています。また、必要に応じて児童相談所の医師や通院が行われています。</p>	
4	一時保護所における保護の内容（7）教育・学習支援	評価
	[No.39]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
	39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの学習時間が確保されている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している	○

<input type="checkbox"/> 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している	○
<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている	○
<input type="checkbox"/> 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている	○
39-2 在籍校との連携が図られているか	a
<input type="checkbox"/> 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している	○
<input type="checkbox"/> 教材などを在籍校から提供してもらっている	○
<input type="checkbox"/> 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している	△
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	c
<input type="checkbox"/> 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている	
<input type="checkbox"/> 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている	
<input type="checkbox"/> 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している	
コメント 教育委員会をはじめ子どもが在籍する学校と連携し、子どもの学力の様子や教材についての提供を受けています。また、ボランティアによる学習支援も行われ、退所時には、学力の評価と学習の進捗について学校に提供されます。 中卒児など所属のない子どもについては、資格取得を希望した場合個人学習の支援が行われます。 通学に関しては保護所が校区外にあり、通学は行われていません。今後、里親、施設への委託をすすめ学習の保証に期待されます。	
4 一時保護所における保護の内容(8)保育	評価
[No.40]未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
40-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	b
<input type="checkbox"/> 必要な支援を行う体制が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 必要な保育が提供されている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	△
コメント 年齢や発達段階に応じた支援は、特に幼児においては困難な状況があります。職員の保育技術の向上に期待されます。	
4 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	評価
[No.41]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	b
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	○
<input type="checkbox"/> 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している	△
<input type="checkbox"/> 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	△
41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	b

	<input type="checkbox"/> 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている	△
	<input type="checkbox"/> 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	△
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	b
	<input type="checkbox"/> 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	△
<p>コメント</p> <p>家族等との面会及び家族の情報提供は、必要に応じて主に児童福祉司が行っています。また、面会制限等が行われている場合も子どもから聞かれたら児童福祉司を通して対応が行われています。</p> <p>また、情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員で共有されますが、説明後の子どもの様子の把握が十分ではありません。</p>		
5	特別なケアの実施 (1)性的問題への対応	評価
	[No.42]子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	△
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	a
	<input type="checkbox"/> 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 他の子どもたちと分離している	○
	<input type="checkbox"/> 分離できる設備と職員体制が確保されている	△
	<input type="checkbox"/> 教育・指導を改めて行っている	△
	<input type="checkbox"/> 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している	○
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、医療機関を受診させている	○
42-4	P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている現在の状況	○
<p>コメント</p> <p>性的な問題がある子どもへの支援は、入所前の加害、被害、また、入所後の性的な言動等の対応があります。保護所で生活している子どもも多くは思春期をむかえ、性への関心は高く、近づかないように注意されていますが、知らないところで手をつないだり、指導員室でキスしたこともあります。</p> <p>性加害や被害の子への支援は、保護日数が長くなる傾向もあり、長期になればなるほど、不満が溜まり身近な刺激に走りやすくなります。また、施設入所中の子どもの性的問題から一時保護所に行動観察が依頼されることもあるが、このような場合は対応が困難となっています。</p>		
5	特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応	評価
	[No.43]他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b

43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		
<input type="checkbox"/>	受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/>	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	△
<input type="checkbox"/>	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		b
<input type="checkbox"/>	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/>	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	△
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		b
<input type="checkbox"/>	緊急時に必要な応援体制が確保されている	○
<input type="checkbox"/>	緊急時には 110 番することが職員に周知されている	○
<input type="checkbox"/>	他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	○
<input type="checkbox"/>	子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	○
<input type="checkbox"/>	他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	△
<p>コメント</p> <p>他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについては、入所理由等から事前に把握し観察が行われています。また、心理療法や医監からのアドバイスもあります。暴力行為の対応は、示された手順に基づいて行われるよう、非常通報「110」ボタンによる警察への通報装置も整備されています。</p> <p>自傷行為や危険防止として危険な物は、持ち込ませない。工作時のはさみの使用や爪切、ひげそり等は、職員が立ち会い使用後も確認が行われます。</p> <p>これまで、自傷行為により受診や入院となったケースもあり、医監も含めて対応が行われます。自傷行為や他害は、現状を逃れるために発作的に行ったり無意識に行うケースもあります。医監とのさらなる連携や細やかな観察と支援を期待されます。</p>		
5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応		評価
[No.44]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか		b
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		b
<input type="checkbox"/>	受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/>	心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	△
<input type="checkbox"/>	心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	△
44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか		a
<input type="checkbox"/>	無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	○
<input type="checkbox"/>	無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている	○
<input type="checkbox"/>	無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない	○

	<input type="checkbox"/> 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に置いておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	○
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している	○
	<input type="checkbox"/> 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている	△
<p>コメント</p> <p>無断外出の可能性の把握が行われ、マニュアルが策定されています。無断外出を行った場合、なぜ行ったのなど丁寧に聞き取られ、危険物や窃盗等の持ち物の確認が行われます。また、子どもの保護者や必要に応じてその他関係者に連絡が行われる。</p> <p>現在の居室は、敷地内の公園に面した1階にありベランダに出れば容易に公園へ出ることが出来ます。また、公園にはフェンスが張られているものの、その気になれば簡単に越えることが出来ます。無断外出防止としてセンサーが設置されています。</p> <p>構造的に、一時保護所の事務室が別棟にあり男女の居室が見えない状況で、夜間は夜間指導員が1名ないし2名宿直を行っています</p> <p>また、暴力、他害行為を含め無断外出の対応については、「一時保護所児童基本マニュアル」に記載されていますが、内容が分かりづらいものとなっており、災害等を含めた緊急時のわかりやすいチャートの作成に期待されます。</p>		
5	特別なケアの実施 (4)重大事件に係る触法少年への対応	評価
	[No.45]重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	b
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と史料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	
	<input type="checkbox"/> 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている	
	<input type="checkbox"/> 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある	
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	b
	<input type="checkbox"/> 他児の生活スペースから分離されている	
	<input type="checkbox"/> 刺激が少ない場所にある	
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている	
	<input type="checkbox"/> 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	
<p>コメント</p> <p>重大事件が発生した場合には、他児と分離し、当該児童を報道機関から守り支援する方法等について、児童相談所内で検討が行われます。しかし、一時保護所では子どもの保護継続や対応が難しいことが考えられます。しかし、県全体で児童自立支援施設への一時保護委託することが申し合われているようです。</p>		
5	特別なケアの実施 (5)身近な親族等を失った子どもへの対応	評価
	[No.46]身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	b
	<input type="checkbox"/> 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている	△
46-2	葬儀等に参加させているか	a

	<input type="checkbox"/> 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	○
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	c
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況等に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	△
<p>コメント</p> <p>親族の葬儀には親族の協力を得て参列させています。大切な人の死を体験した子どもがその死を悼む支援は、担当心理職員と共同し個別に取り組まれています。</p>		
5	特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価
[No.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		b
47-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	b
	<input type="checkbox"/> 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある	○
47-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	△
<p>コメント</p> <p>被虐待児に限らず、一時保護所を必要とする子どもは、すべて何らかの支援が必要な子どもたちです。その中で特に身体症状の表出や不安が亢進する子どもについては、心理判定や医監の診察や心理療法が行われます。</p> <p>また、多くの子どもが「はじめて出会う福祉の場所として」、一時保護所全体で愛情に包まれた支援が行われることに期待されます。</p>		
5	特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価
[No.48]障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		b
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている	△
	<input type="checkbox"/> 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある	△
	<input type="checkbox"/> 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある	△
	<input type="checkbox"/> 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある	△
	<input type="checkbox"/> 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	△
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○

	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	○
	<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
48-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	b
	<input type="checkbox"/> 障害への理解を深めるための取組みがなされている	△
	<input type="checkbox"/> 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている現在の状況	△
<p>コメント</p> <p>これまで、知的障がいや有する子どもの受け入れがありました。コミュニケーションが難しく、集団生活が困難であり、障害児施設へ移行したケースがありました。また、身体障がいのケースの受け入れはありません。</p> <p>現在、発達障がいのある子どもは多く受け入れが行われており、医療的支援や心理療法が行われています。障がいを理由とした受け入れは拒否されていませんが、受け入れた場合の子どもの最善の利益につながるのか、また、他児への影響について配慮されることを期待されます。</p>		
5	特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価
	[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境体制があるか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある	○
	<input type="checkbox"/> 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている	○
	<input type="checkbox"/> 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	△
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	△
	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
	<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	△
	<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
	<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）	○
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている	△

<p>コメント</p> <p>健康上配慮が必要な子どもについては、これまで、「低身長低体重で注射が必要」、「低血糖でインシュリン注射が必要」な子どもが入所し、保護所職員と主治医を含め連携し対応したケースがあります。</p> <p>また、服薬が必要な場合は、間違いのないよう自宅からもってきた薬は返し、医療機関を受診し入手した薬を服用されます。服薬の管理及び服薬の状況は、職員の目で行い記録されます。</p> <p>しかし、受入可否の判断基準と対応の理解等が十分ではありません。</p> <p>[参照 No.48]障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</p>	
6 安全対策 (1)無断外出防止及び発生時対応	評価
[No.50]無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか	a
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合の対応は明確になっている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している	○
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している	
50-2 無断外出の未然防止に努めているか	a
<input type="checkbox"/> 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている	○
<input type="checkbox"/> 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている	○
<p>コメント</p> <p>無断外出を行う可能性のある子どもは、入所前に把握し対応を検討されます。無断外出があったときには「マニュアル」に基づいて対応しています。</p> <p>[参照 No.44]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか</p>	
6 安全対策 (2)災害時対策	評価
[No.51]災害発生時の対応は明確になっているか	b
51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	
<input type="checkbox"/> 具体的な避難計画が作成されている	○
<input type="checkbox"/> 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている	△
<input type="checkbox"/> 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている	○
<input type="checkbox"/> 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない	○
<input type="checkbox"/> 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている	○
51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか	c
<input type="checkbox"/> 避難計画に基づく避難訓練が実施されている	
51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	b

	<input type="checkbox"/> 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている	○
	<input type="checkbox"/> 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている	△
<p>コメント</p> <p>夜間の避難計画について職員体制の配置等の理解がすすんでいません。また、定められた月 1 回の避難訓練が行われていません。緊急事態発生時の関係機関との連携の手順等の周知が十分ではありません。</p> <p>今後、一度、一時保護所の職員全員と総務企画及び消防署と合同で避難訓練が行い、避難や消火活動等の体験が必要かと考えます。その上で夜間の避難計画や関係機関との連携について見直しを期待されます。</p>		
6 安全対策 (3)感染症対策		評価
[No.52]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		b
52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		b
	<input type="checkbox"/> 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している	
	<input type="checkbox"/> 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている	○
	<input type="checkbox"/> ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている	△
52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか		b
	<input type="checkbox"/> 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある	△
	<input type="checkbox"/> 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）	△
<p>コメント</p> <p>感染症対策として、事務室内に手洗いや対応方法について掲示され周知されています。しかし、その発生を防止についての周知が十分ではありません。掲示しただけでは理解が出来ないこともあり、今後、ノロウイルス等の対応についてシミュレーションの実施を期待されます。</p>		
7 質の維持・向上		評価
[No.53]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか		b
53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		b
	<input type="checkbox"/> 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある	○
	(基本的な相談援助に関する事項、養育・支援実施時の留意点、子どものプライバシーへの配慮、設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順)	
	<input type="checkbox"/> リスク管理に関して定めたマニュアルがある（想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応）	○
	<input type="checkbox"/> 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）	△
53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか		b
	<input type="checkbox"/> マニュアルの内容に関する研修が実施されている	△
	<input type="checkbox"/> 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている	○

	<input type="checkbox"/> その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある	△
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	b
	<input type="checkbox"/> 定期的にチェックを行う仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> S Vによる確認が行われている	△
	<input type="checkbox"/> マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）	△
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 定期的に見直しを行う仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど）	△
コメント		
<p>一時保護所の運営・業務に関するマニュアルは、「一時保護所児童指導基本マニュアル」が策定されています。しかし、内容についての理解が職員の経験年数等により十分ではありません。また、あまりにも細かくボリュームが多いようです。今後、夜間指導員等が読んでもわかりやすい図やイラストを使用した最低限必要な簡易番の作成に期待されます。</p>		
7 質の維持・向上		評価
[No.54]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか		b
54-1	自己評価が定期的に行われているか	a
	<input type="checkbox"/> 自己評価を定期的実施している	○
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	c
	<input type="checkbox"/> 外部評価を定期的受けている	
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある	△
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか	b
	<input type="checkbox"/> PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある	△
	<input type="checkbox"/> PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある	△
	<input type="checkbox"/> PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組みとするための工夫が行われている	△
コメント		
<p>県が行う、各職場毎の業務の進捗状況を測る「工程表」により、一時保護所の取り組みが把握されています。また、個々の職員の業務の達成の把握や評価として「目標管理シート」が実施されています。</p> <p>今回、初めて一時保護所の第三者評価に取り組み自己評価が行われました。第三者評価の受審は全国でも先駆的な取り組みであり、高く評価されます。今後、継続的に評価が行われ、一時保護所の運営体制の透明性や支援の質の向上のほか、児童相談所の体制強化に期待されます。</p>		

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時	評価
[No.55]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	b
55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長□発達等の状況を十分に把握できているか	b
<input type="checkbox"/> 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている	
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている	△
<input type="checkbox"/> 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている	△
55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	b
<input type="checkbox"/> 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など）	○
<input type="checkbox"/> 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている	○
<p>コメント</p> <p>子どもの家庭状況等の状況は、児童福祉司が聞き取りを行うことが通常となっています。また、保護中の子どもへの聞き取りは、必要最小限に行われています。また、保護所でのケアに必要な情報は、個別面接等で把握されています。</p>	
1 アセスメントの実施 (1)保護開始時	評価
[No.56]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	b
<input type="checkbox"/> 関係機関との総合的なアセスメントが行われている	△
<input type="checkbox"/> 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	△
56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	a
<input type="checkbox"/> 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている	○
<input type="checkbox"/> 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている	
<input type="checkbox"/> 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている	○
<p>コメント</p> <p>関係機関等との情報交換や総合的なアセスメントは児童福祉司が行っています。援助方針会議には、一時保護課から資料として、保護中のアセスメントをまとめた「行動観察」が作成されます。また、援助方針会議には、一時保護所から、課長と心理療法士が参加し、結果は、課長が保護所で回覧されます。</p> <p>この設問では、「支援方針」と「援助方針会議」が混在しています。今年度の職員は、業務が初めての職員もあり、対人援助の経験もない者が多く、「関係機関について」は、内部の「相談援助課」、「虐待対応課」をイメージしている可能性があり、そのなかで評価を行っている項目も多いとみられます。</p> <p>[参照No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</p>	
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施	評価
[No.57]援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	b
<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている	○

<input type="checkbox"/>	子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている	△
<input type="checkbox"/>	援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている	△
<input type="checkbox"/>	個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している	△
<input type="checkbox"/>	集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	○
<p>コメント</p> <p>現在、「個別の支援計画」（支援方針）は作成されていませんが、入所理由等により「受理会議」で出された「援助方針」に基づき行われています。また、一人ひとりの子どもの支援は、一時保護所で全体の子どもの様子を見ながら担当職員行っています。</p>		
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施		評価
[No.58]一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか		b
58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている	○
<input type="checkbox"/>	一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	△
<input type="checkbox"/>	子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	○
58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある	○
58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		c
<input type="checkbox"/>	必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている	△
<input type="checkbox"/>	一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	△
<p>コメント</p> <p>「支援方針」は作成されていませんが、子どもの行動観察やその行動に基づいた支援が行われています。また、個別の支援は、毎週水曜日午後、一時保護所の「行動観察会議」で検討されます。「行動観察会議」は原則、入所後2週間以内に行われます。その会議を参考に、観察やアセスメントが行われ、日々の引き継ぎ等で報告、対応が行われます。</p> <p>一時保護の期間は、長期間にならないようにしていますが、決定は一時保護所ではありません。また、長期間の保護となった場合は、子どもの気持ちに寄り添って支援が行われます。</p> <p>子どもの保護日数が長期となる場合が多いと感じます。要因として①児童福祉司の業務が多忙であり、保護児童の対応が出来ない。また、児童相談所の設置場所が、子どもの居住区から遠く、情報収集や保護者の対応が困難であることなどが考えられます。</p>		
3 子どもの観察 (1)子どもの観察		評価
[No.59]一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか		b
59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもと定期的に面談等を行っている	○
<input type="checkbox"/>	種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している	○

	<input type="checkbox"/> 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている	○
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの日々の様子が記録されている	○
	<input type="checkbox"/> 客観的事実と所見が区分して書かれている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている	○
<p>コメント</p> <p>行動観察や記録については、客観的事実と所見は区別して記載するよう指導が行われています。</p> <p>参照</p> <p>[No.56]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか</p> <p>[No.57]援助指針に沿った個別ケアを行っているか</p> <p>[No.58]一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか</p>		
3	子どもの観察 (2)観察会議等の実施	評価
	[No.60]観察会議が適切に実施されているか	b
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況について、職員が十分に把握できている	△
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討□とりまとめが適切に行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 週 1 回の観察会議を実施している	△
	<input type="checkbox"/> 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している	
	<input type="checkbox"/> 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している	○
	<input type="checkbox"/> 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている	△
	<input type="checkbox"/> 観察会議の結果が判定会議に提出されている	○
<p>コメント</p> <p>一時保護所では、入所後、2週間以内に「観察会議」が行われています。しかし、そこには児童福祉司、児童心理司が参加しない場合もあります。しかし、「援助方針会議」に必要な「行動観察」には、児童福祉司、児童心理司が参加することもあります。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1	開始手続き (1)保護開始に関わる支援・連携	評価
	[No.61]保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている	△
	<input type="checkbox"/> その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている	△

61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	a
<input type="checkbox"/> 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している	○
<input type="checkbox"/> 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている	○
<p>コメント</p> <p>一時保護を行うにあたり、子どもや保護者の状況等に応じた支援については、対外的な業務を含め児童福祉司が行っています。また、関係機関については、ここでも同じ児童相談所内の相談支援課等のイメージがあるようです。</p> <p>日用品、着替え等がない子どもについては、保護所から貸し出し及び支給されています。</p>	
1 開始手続き (2)子どもの所持物	評価
[No.62]一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	b
<input type="checkbox"/> 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	△
62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している	○
<input type="checkbox"/> 所持品簿を作成している	○
<input type="checkbox"/> 現金等の貴重品が適切に管理されている	○
62-3 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	c
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、保護者等に返還している	
<input type="checkbox"/> 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている	○
<p>コメント</p> <p>持ち物については、持ち物検査が行われ一時保護所の生活にふさわしくない物は預かります。また、衣服については、子どもの意見を聞きながら、風紀を乱さないものであれば着用できます。携帯電話、アクセサリー、カード、プリクラ、カミソリやはさみ等は許可されません。また、どうしても持ち込みをしたい物品等があれば、年齢、性別により保護所で検討が行われます。</p> <p>貸し出し及び支給の下着類は、子どもの希望する文字等でタグに記名されます。</p> <p>現金は目の前で数えて確認して写真を撮って預かっています。また、持ち物検査は、同性によるボディチェック、ポケット等自己申告。入所時は着替えが終わるまで確認が行われています。</p>	
2 解除手続き (1)保護解除に係る支援・連携	評価
[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	b
63-1 一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	b
<input type="checkbox"/> 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である	△
<input type="checkbox"/> 情報提供は適切なタイミングで行われている	△
63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	b

<input type="checkbox"/> 成育歴、強み/長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している	△
<input type="checkbox"/> その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容的確である	△
<input type="checkbox"/> 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている	△
<input type="checkbox"/> 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている	△
<p>コメント</p> <p>ここでも一時保護所の職員が「関係機関等」について、内部組織と混同している様子が伺えます。外部との関係調整は、児童福祉司が行っています。</p> <p>施設入所、里親委託は保護所職員が同伴することもあります。また、退所前には子どもには、一時保護所としてしんどい時には SOS ができることが伝えられていますが、関係機関連携等については、児童福祉司からのオーダーによります。</p> <p>[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</p>	
2 解除手続き (2)子どもの所持物	評価
[No.64]保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか	b
<input type="checkbox"/> 所持物の返還時には、受領証を徴している	△
64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している	○
<input type="checkbox"/> 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している	○
<input type="checkbox"/> 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している	○
<input type="checkbox"/> 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている	○
<input type="checkbox"/> 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している	○
<p>コメント</p> <p>子どもの所持物については、持ち物一覧表が作成され、一時保護所の生活で不要や危険な物は、預かるか保護者へ返還されます。しかし、<u>一覧表はあるものの返還時に受領印や署名が行われていません。</u></p> <p>[参照 No.62]一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</p>	